

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2024年7月1日現在

～2024年6月30日

2024年7月1日～

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

2 料金額

2-7 電話リレーサービス料

1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額

区 分	料金額
電話リレーサービス料	<u>1円（1.1円）</u>

備考 毎年4月利用分から起算して、電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価（当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html>）に掲載するものとします。）を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

2 料金額

2-7 電話リレーサービス料

1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額

区 分	料金額
電話リレーサービス料	<u>電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価の月額と同額</u>

備考 電話リレーサービス支援機関が総務大臣に認可を受けた番号単価及びその適用期間は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html>）に掲載するものとします。

附 則（令和6年6月17日 CNS第000400003934-01号）

この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。